

平成21年11月臨時会

議 案 説 明 資 料

総 務 部

# 平成21年11月臨時会議案説明資料目次

総務部

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	行財政改革局 給与室	1
第2号	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	行財政改革局 給与室	2

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	平成20年度鳥取県継続費精算報告書について	総務課	3
第3号	長期継続契約の締結状況について	県民室ほか	4

条例名等	職員の給与に関する条例等の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行う。</p> <p>2 概要 (1) 職員の給与に関する条例の一部改正 ア 給料月額の下げ ・行政職6級以上相当の職員 給料月額を3パーセント引き下げる。 ・行政職5級以下相当の職員及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員 給料月額を据え置く。 イ 期末手当の下げ (ア) 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を0.16月分(再任用職員にあっては、0.08月分)引き下げる。 (イ) 平成22年度以降に支給される期末手当の支給割合を年0.16月分(再任用職員にあっては、0.08月分)引き下げる。 ウ 自宅に係る住居手当の廃止 自らの所有に係る住居に居住する職員に対する住居手当(新築、購入後5年間に限り支給:月額2,500円)を廃止する。 (2) 関係条例の一部改正 ア 次の条例について(1)の改正事項に準じた改正を行う。 ・任期付研究員の採用等に関する条例 ・任期付職員の採用等に関する条例 ・現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 イ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 給料月額経過措置額等について、(1)のアに準じた改正を行う。</p> <p>3 施行期日 ア 平成21年12月に支給される期末手当の引き下げ 平成21年12月1日 イ 上記以外 平成22年1月1日</p>

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 一般職の職員に準じ、知事等の給与等の改定を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正 ア 知事、副知事及び常勤の監査委員の給料月額等を次のとおり改定する。     (ア) 給料月額を3パーセント引き下げる。     (イ) 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を0.16月分引き下げる。     (ウ) 平成22年度以降に支給される期末手当の支給割合を年0.16月分引き下げる。 イ アに掲げる者以外の特別職の職員（附属機関の委員等を除く。）の報酬を3パーセント引き下げる。 (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正 ア 給料月額を73万9,000円（現行 76万2,000円）の範囲内とする。 イ 平成21年12月に支給される期末手当の支給割合を0.16月分引き下げる。 ウ 平成22年度以降に支給される期末手当の支給割合を年0.16月分引き下げる。</p> <p>3 施行期日 ア 平成21年12月に支給される期末手当の引き下げ     平成21年12月1日 イ 上記以外     平成22年1月1日</p>

平成20年度鳥取県継続統費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計				実績				比較						
				左の財源内訳		支出済額	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		一般財源			
				年割額	特 定 財 源		特 定 財 源	特 定 財 源		国庫支出金	地方債		その他	国庫支出金		地方債	その他	
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			19	52,903,000			52,903,000	41,517,000			41,517,000	11,386,000						11,386,000
			20	79,353,000			79,353,000	62,275,500			62,275,500	17,077,500						17,077,500
			計	132,256,000			132,256,000	103,792,500			103,792,500	28,463,500						28,463,500

長期継続契約の締結状況について

【新規契約】

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	総務部県民室	物品 保守	液晶ディスプレイ	1 式	島根県松江市白潟本町63番地 山陰総合リース株式会社	769,104	平成21年11月1日 ～平成25年10月31日	鳥取県総務部県民室総合案内
2	中部総合事務所	物品	ノートパソコン 液晶ディスプレイ	1 式	倉吉市広栄町963番地 株式会社倉吉愛進堂	110,880	平成21年10月1日 ～平成22年9月30日	鳥取県中部総合事務所県民局
3	西部総合事務所	物品	ノートパソコン	1 台	島根県松江市白潟本町63番地 山陰総合リース株式会社	16,590	平成21年10月1日 ～平成22年9月30日	鳥取県西部総合事務所県民局